

【調査報告】

専門職大学・専門職短期大学の 設置認可申請における 審査意見に関する考察

斎藤亜希

Consideration on Examination Opinions in Application for Approval to Establish a Professional University and Professional University Junior College

Aki Saito

Abstract: Beginning in 2019, professional universities and professional junior colleges were created for the first time in 55 years. However, professional universities are not widespread due to the suggested high standards of examination. Therefore, this study attempts to clarify the criteria for the establishment of universities by using the review opinions disclosed by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). The study found that professional universities approved in the first year of the system did not receive any “warning”. On the other hand, all applications that were approved after the second year of the system received “warning”. The first year's standards were so high that the next year's standards may have been set low. In addition, we examined the academic discipline of the university and the background of the corporation. The results suggested that medical university applications were more challenging. And the corporation operating the university was found to be more likely to be approved. In the future, we would like to conduct research that goes into the content of the review opinions disclosed by the MEXT.

Keywords: Professional University, University Establishment Standards, MEXT

1. 背景・目的

人生100年時代に向け、より実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として2019年より55年ぶりとなる専門職大学・専門職短期大学等が創設された。制度開始初年度は短期大学と学科まで合わせ17校の申請があったが、延長審議を経た学校を含めても3校のみの認可に留まった。そのため、文部科学省や大学設置・学校法人審議会のコメント[1]やニュースや新聞記事をみれば、設置計画が不十分であるという申請側の準備不足が指摘され、さらにはたった2ヶ月しか準備期間を用意することができなかった文部科学省側を指摘する意見も並ぶが[2],[3],[4]、審議の具体的内容まで深く考察・分析した報告はなさ

れてはいない。そもそも専門職大学・専門職短期大学自体が新しい制度であるため、専門職大学にフォーカスを当てた先行研究は、例えば石井氏（2020）[5]等があるが、専門職大学における教育効果や教員構成の変化を理論的に明らかにする研究であり、大学設置認可における審査意見に着眼点を持った研究報告ではない。国外においても同様に、例えば Epple and Romano（1988）[6]は公立と私立学校の競争環境の分析を行っているが、これも専門職大学や認可審査基準といった観点での研究報告はない。一方で文部科学省の対応について考察する先行研究は塩野氏（2021）[7]等によって行われているが、塩野氏は日本の行政過程の特色そのものを素材としているため、やはりこれも大学設置・学校法人審議会の審査意見に着目した報告ではない。

そこで、本研究では新設大学認可申請書類の内、認可に至る基準に達していない部分が具体的に指摘されている大学設置・学校法人審議会からの審査意見について、新たな制度専門職大学・専門職短期大学を中心に分析することによって、大学設置基準等では明文化されていない文部科学省（大学設置・学校法人審議会）が意図する設置基準を明らかにし、良質な大学設置の認可申請書の作成に寄与する事を目的とし調査を行う。

2. 方法

2019年度以降に新設大学として開学した専門職大学について、大学設置・学校法人審議会から付された審査意見を用い、審査意見の数による分析と警告有無について調査を行った。調査対象となる審査意見の資料は文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室による“大学などの認可申請書類等の公表ページ（<http://www.dsecchi.mext.go.jp/index.html>）”から収集した。なお、審査意見の総数を考察するため、専門職短期大学および学科単独申請に係る審査意見は除外し全24の申請のみを取り扱った。

審査意見は審査対象となる学科ごとに付与されるが、その審査意見には通し番号の他に以下4つが付されている。

- 1 審査意見のレベル（「是正事項」か「改善事項」か）
- 2 審査意見のタイトル（意見内容を1文章に要約したようなもの）
- 3 審査意見の内容（審査意見の詳細説明文）
- 4 設置全体計画への意見（「警告」が付されているか否か）

今回の調査では（1）と（4）に着目しデータを集積した。その結果を表1に記す。なお、この表の二次とは延長審議となった学科である。

次に、申請する学校の学問分野と年度を跨いだ再申請の有無、そして申請時における法人別の高等教育機関運営有無を通学制大学・専門学校別にデータを集積した。その結果を表2に記す。なお、表1と表2のアルファベットは同一であり、延長審議となっているものを塗りつぶしている。

3. 結果

表1から、以下が示唆できると考える。

- 1) 制度1年目に認可された専門職大学は総じて「警告」が付されていないかった。よって、「警告」が付された大学は一様に認可に至らなかったのではないか。
- 2) 制度2年目以降、認可に至った申請には全て「警告」が付されているため、専門職大学の申請において「警告」が付されなかった大学はそもそも存在しないのではないか。
- 3) 制度2年目以降は「警告」が初回申請時に付されていても認可されているため、制度1年目は審査基準が厳しかったか、2年目以降審査基準が緩和されたのではないか。もしくは、申請者側が審査意見の内容を理解し短期間で申請書の修正に成功しているのではないか。
- 4) 審査意見の総数の推移だけでは一様に認可になると判断は難しいが、審査延長となるボーダーラインは是正意見が1つでも残る場合であるという前提に立つと、一次審査が終わった段階で是正意見が5つを超えて残ると延長審議に進めないのではないか。
- 5) 公立の専門職大学の申請は二次審査に進まない可能性が高いのではないか。

表1 専門職大学学科別「警告」の有無及び審査意見数

	区分	開設年度	初回申請				一次			二次		
			警告	是正	改善	合計	是正	改善	合計	是正	改善	合計
A	私立	平成31年	無	28	3	31	10	4	14	2	3	5
B	私立	平成31年	無	29	3	32	11	4	15	2	3	5
C	私立	平成31年	無	30	3	33	11	4	15	2	3	5
D	私立	平成31年	無	30	3	33	11	4	15	2	3	5
E	私立	平成31年	無	15	5	20	8	2	10	—	—	—
F	公立	令和2年	有	20	0	20	8	1	9	—	—	—
G	私立	令和2年	有	17	4	21	6	1	7	1	1	2
H	私立	令和2年	有	13	1	14	2	1	3	—	—	—
I	私立	令和2年	有	14	0	14	2	1	3	—	—	—
J	私立	令和2年	有	37	2	39	12	2	14	2	2	4
K	私立	令和2年	有	37	2	39	12	2	14	2	2	4
L	私立	令和2年	有	20	1	21	3	3	6	—	—	—
M	私立	令和2年	有	23	1	24	9	2	11	1	1	2
N	私立	令和2年	有	27	3	30	10	2	12	—	—	—
O	私立	令和2年	有	29	2	31	9	3	12	—	—	—
P	私立	令和2年	有	27	2	29	11	1	12	5	1	6
Q	私立	令和2年	有	26	2	28	11	1	12	5	1	6
R	公立	令和3年	有	19	1	20	14	2	16	—	—	—
S	私立	令和3年	有	20	0	20	7	2	9	—	—	—
T	私立	令和3年	有	28	1	29	11	5	16	—	—	—
U	私立	令和3年	有	13	0	13	7	1	8	—	—	—
V	私立	令和3年	有	27	1	28	14	4	18	—	—	—
W	私立	令和3年	有	13	0	13	7	2	9	—	—	—
X	私立	令和3年	有	17	1	18	6	1	7	1	0	1

表2からは、以下が確認できた、もしくは示唆できると考える。

- 6) 通学制の大学を持つ学校法人の申請は年度を跨いだ再申請にはなっていない。
- 7) 私学は全て専門学校を持つ学校法人の申請である。
- 8) 延長審議となった申請のうち、凡そ半数が医療系の専門職大学の申請であるから、医療系の専門職大学の申請は他の学問分野に比べて難易度が上がるのではないか。
- 9) 年度を跨いだ再申請を行った専門職大学の内、延長審議となったのは医療系の専門職大学のみであり、8)と同様、医療系の専門職大学の申請は他の学問分野に比べて難易度が上がるのではないか。

表2 専門職大学学科別学問区分、再申請の有無及び法人の高等教育機関運営有無

	区分	開設年度	医療系	再申請	通学制大学を持つ法人	専門学校を持つ法人
A	私立	平成31年				○
B	私立	平成31年				○
C	私立	平成31年				○
D	私立	平成31年				○
E	私立	平成31年	○		○	○
F	公立	令和2年				
G	私立	令和2年				○
H	私立	令和2年		○		○
I	私立	令和2年		○		○
J	私立	令和2年	○	○		○
K	私立	令和2年	○	○		○
L	私立	令和2年			○	○
M	私立	令和2年			○	○
N	私立	令和2年	○		○	○
O	私立	令和2年	○		○	○
P	私立	令和2年	○	○		○
Q	私立	令和2年	○	○		○
R	公立	令和3年				
S	私立	令和3年				○
T	私立	令和3年		○		○
U	私立	令和3年		○		○
V	私立	令和3年		○		○
W	私立	令和3年		○		○
X	私立	令和3年	○	○		○

4. 考察

専門職大学における設置認可の可能性について、文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室が開示する審査意見の推移と警告の有無を用い、中身の精査に踏み込まない範

囲で考察を試みたが、取り下げとなった申請の審査意見がそもそも開示されないということ、サンプル数が少ないということ等から全ての結果において示唆にとどまった。しかし、教育・研究する予定の学問分野や、再申請の有無、そして法人の多種教育機関の運営などに調査の幅を広げた結果、今後さらなる精査は必要なものの、通学制の大学を持つ学校法人の申請は年度を跨いだ再申請にはなっていないということと、私学は全て専門学校を持つ学校法人の申請であるということが分かった。このことから、通学制の大学と通信制の大学の申請ではどのような差異があるのか、そして、専門学校を持たない学校法人による専門職大学の申請における審査の経緯は注目すべきであろう。

今回は専門職大学の審査意見のみで調査を行ってきたが、今後は専門職短期大学や専門職学部・学科に対する審査意見は勿論の事、従来の大学についても調査したいと思う。そして審査意見の内容にも踏み込んだ研究も行うことで、最終的には専門職大学と従来の大学における審査基準と審査意見の差異を分析し、行政処理における審査基準を明確にし、認可に至る新設大学、特に専門職大学・専門職短期大学の傾向を明らかにしたいと思う。

5. あとがき

筆者は3年に渡り専門職大学の設置認可申請に深く携わってきたが、専門職大学・短期大学の認可率の低さは、結局、『文部科学省（審議会）側と申請者側の認識の相違』であると考えている。申請書類は学校の規模にもよるが、総じて本当に膨大なページ数にのぼるし、多くの人や企業を巻き込んでいるため、申請する学校法人は勿論、認可する文部科学省側も、認可がされないことを端から望んでいるはずはないだろう。一方で、審査項目は文部科学省や総務省が開示する関係法令・審査基準等[8]で明記があるため最低限の理解はできるが、膨大な申請書のどの部分と合致しているのかまでは紐解くのが難しく、さらに、そこに含まれる行間を掴むことが申請者に求められていることは否めない。

極端であるしジャストアイデアでしかないが、例えば昨今東京で開催されたオリンピック競技のように、審議された内容も具体的に点数化され公表されれば、少なからず開学を目指す法人側は認識のズレを持たずに設置計画を進めることができるのではないだろうか。そうすれば10年以上前の大学設置・学校法人審議会会長のコメント[9]にもあるように、申請側だけでなく審査側も苦慮の局面が減るのではないか。もちろん、数値化することが全てではないし簡単なことではないという事は容易に想像できるが。

教育現場、特に専門職大学のさらなる発展を願い、この研究を続けていこうと思う。

参考文献

- [1] “専門職大学等の審査結果について”、文部科学省、(平成30年10月5日)、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/1409977.htm、(参照2022年3月11日)
- [2] 西川龍一 解説委員、“「初認可1校 専門職大学と文部科学行政の行方」(時論公論)”、NHK、(2018年10月19日)、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/1409977.htm、(参照2022年3月11日)
- [3] Between 情報サイト、“「申請17件中、認可は1校」の専門職大学—何が問題視されたのか?”、

- 株式会社進研アド、(2018年10月16日)、<http://between.shinken-ad.co.jp/univ/2018/10/senmonsyokudaigaku.html>、(参照2022年3月11日)
- [4] 日刊工業新聞、“申請の8割が取り下げ、“専門職大学”のハードルはどこ？認可は高知学園の「高知リハビリテーション専門職大学」のみ”、(2018年10月11日)、<https://newswitch.jp/p/14803>、(参照2022年3月11日)
- [5] shii, Takaharu、“専門職大学と従来の大学に関する基礎的考察 (Competition between Professional and Existing Schools, Professional –Researcher Teachers Ratio and Years of Professional Teachers)”、February 2, 2020. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3530388> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3530388>
- [6] Dennis Epple and Richard E. Romano, “Competition between Private and Public Schools, Vouchers, and Peer-Group Effects”, *The American Economic Review*, Vol. 88, No. 1, pp. 33-62 (1998)
- [7] 塩野宏、“行政法学から見た日本学士院”、*日本学士院紀要*、75巻、2号、p.81-101、(2021)
- [8] “関係法令・審査基準等”、文部科学省、(平成21年以前)、https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/hourei.htm、(参照2022年3月20日)
- [9] “11月答申の提出に当たって [大学設置・学校法人審議会会長コメント]”、文部科学省、(平成19年11月27日)、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/t_d20/07112914.htm、(参照2022年3月20日)

斎藤亜希 東京国際工科専門職大学 工科学部 情報工学科 助教